

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全町に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、国指定の文化財が13件、県指定の文化財が12件、町指定の文化財が7件の合計32件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、引き続き保護のための措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も町内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各地に眠る数多くの未指定の歴史・文化遺産を掘り起こし、活用することを趣旨とする「添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想」、町民や関係者と協働で文化財を保存・継承し、本町固有の文化財を多様な分野にも積極的に活用していくことを目的とする「添田町文化財保存活用地域計画」を策定しており、この基本構想及び地域計画に基づき施策を展開している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目ごとに今後の方針を定める。

【有形文化財・遺跡等】

有形文化財・遺跡のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。有形文化財・遺跡の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財ごとに保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策等を行う。

英彦山地区には、修験窟等の修験道に関する遺跡などが数多く点在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も地域の人々が生活する宿坊がある他、石段や石垣、石塔等の工作物が残されている。これらを後世に継承するため、平成29年(2017)に英彦山が国の史跡に指定されることで多くの遺跡の保存が図られる一方で、未指定の宿坊等の歴史的建造物は経年劣化による損傷が進行している。また、添田本町地区においても旧街道沿いの歴史的建造物は経年劣化による損傷が進行している。これら未指定の歴史的建造物は、記録調査を行うとともに、より多くの歴史的建造物を構成に継承するための支援を行う。

【無形文化財・無形の民俗文化財】

無形文化財・無形の民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、彦山踊り、豊前神楽(津野神楽)以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形の民俗文化財の保護にあたっては、民俗芸能や伝統工芸等の活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

（２）文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損^{きそん}したり、毀損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理は、文化財保護法や福岡県、添田町の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、添田町文化財専門委員会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物については、公開活用を想定した内部の修理等に対する支援を実施する。それ以外の未指定文化財は、必要に応じて所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町は、多くの有形・無形の文化財を有しており、この保存・活用を図る上では、美術工芸品等の文化財をまとめて保存し、活用する展示施設や、文化財を総合的に情報発信する拠点となる施設、個別の文化財の保存・活用を行うための施設が必要である。

文化財を保存・活用する施設は英彦山修験道館があり、この施設が英彦山に係る文化財についての展示施設の役割を担っている。しかし、本町が有する文化財は、英彦山だけでも指定、未指定の多数の文化財がある他、添田駅周辺の平野部や丘陵部の集落にも多数の文化財を有しており、英彦山修験道館だけで保存・活用を図ることは困難な状況である。また、これら多数の文化財は、歴史的・文化的価値を有しているものの、その価値を説明する案内板の老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にある。このため、英彦山だけでなく添田本町区域内の町有施設を活用した情報発信をする施設整備を検討する。また、町内に点在する多数の文化財を広く情報発信し、より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

また、中島家住宅をはじめ市街地に立地する文化財においては、来訪者を受けとめるための駐車場やトイレ等の便益施設が整備されておらず、来訪者にとっては訪れにくい環境となっている。そのため、文化財を訪れた方をもてなすため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置・改修をすることにより、文化財の活用を推進する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため、都市計画法や景観法、自然公園法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

本町は、町域の約8割が森林であり、その一部は耶馬日田英彦山^{やば}国定公園に指定されていることから、文化財周辺の雄大な自然は、引き続き森林法・自然公園法に基づいてその保全に努める。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却をするとともに、景観法を活用した景観誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害、人為的な行為により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、町消防団と連携して文化財施設での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、毀損・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方にに基づき、盗難や人行的な行為による毀損にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災・被害履歴を記録する体制を整える。

（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本町の文化財は、これまで活用が効果的に行われていなかった状況もあり、本町内外の人々の文化財に対する認識が低下していることから、より多くの人々に文化財の存在を知ってもらい、理解してもらう機会を提供する、普及・啓発の取り組みが重要である。

町内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、添田町観光ガイド等によるガイド活動やイベントの開催等により、広く普及・啓発を図る。普及・啓発にあたっては、さまざまな文化財を周遊して文化財の面白さを体感してもらうため、個々の文化財を結びつけるストーリーとして歴史的風致を活かすなど、文化財を巡る散策路として一体感のあるパンフレット・マップ作成を推進する。

町民への主な普及・啓発は、広報紙やイベントの開催等により日頃からの認識向上とともに、^{じんこうさい}神幸祭や^{かぐら}神楽等の地域に根差した無形の民俗文化財の将来の担い手である子供に対し、添田町の歴史や文化財を紹介するテキストを活用した教育のほか、無形の民俗文化財への愛着を育むための取り組みを推進する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、29ヶ所存在し、そのうち6ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

（８）文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務は商工観光振興課の文化財係が担当している。職員は、文化財保護技師として職員2名（歴史1名、考古学1名）、事務職として職員2名で携わっている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会にあった文化財係を首長部局へ移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財部局とまちづくり部局が一体となった体制の見直しを行った。令和5年4月からは商工観光振興課を所管課とし、文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、8人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。内訳は下の表のとおりである。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り指定していくこととする。

表 添田町文化財専門委員 委員一覧

氏名	所属	専門分野
包清 博之	九州大学名誉教授	都市計画
桃坂 豊	文化財保護指導委員	地理・歴史
植田 周平	添田町観光ガイドの会顧問・元環境省 自然公園指導員	動植物
李 龍成	（有）西本龍成建築設計室 一級建築士	建築
桃崎 祐輔	福岡大学人文学部 歴史学科教授	考古学
小池 史哲	元甘木歴史資料館 副館長	郷土史
加藤 悠希	九州大学大学院芸術工学研究院 環境設計部門 准教授	建築史
高千穂 秀敏	宗教法人 英彦山神宮 代表役員 宮司	神社史

（９）文化財の保存・活用に関わっている住民、NP0 など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す9団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形の民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
上落合須佐神社獅子楽保存会	落合	上落合集落の獅子楽の継承、毎年5月上旬に奉納
下落合獅子楽保存会	落合	下落合集落の獅子楽の継承、毎年5月上旬に奉納
津野神楽保存会	津野	津野集落の神楽の継承、毎年5月上旬に奉納
野田獅子楽保存会	野田	野田集落の獅子楽の継承、毎年5月中旬に奉納
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山	英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年4月中旬の土日に奉納
彦山踊り保存会	英彦山	彦山踊りの継承
英彦山門前町同好会	英彦山	英彦山神宮参道の活性化に関すること
トチノキを守る会	英彦山	県指定天然記念物「英彦山トチノキ」の保護活動と周知
鷹巣原地域活性化委員会	英彦山	高住神社で行われる祭礼の周知と伝統的活動の継承

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定の文化財が 11 件、県指定の文化財が 8 件、町指定の文化財が 3 件の合計 22 件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。

重要文化財の中島家住宅や国指定の史跡である英彦山は、策定した保存活用計画に基づき計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、英彦山神宮参道に立地する宿坊や添田本町に立地する伝統家屋等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、町指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形の民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【民俗文化財等伝承支援事業】（令和 6 年度～令和 15 年度）

歴史的風致に関する神幸祭などの祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【歴史的古文書保存活用事業】（令和 10 年度～令和 15 年度）

文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、町指定文化財である中村家住宅^{なかむら けいゆうたく}の他、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による外壁等の毀損が進行しており、滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用に対して支援する。

【中島家住宅活用整備事業】（令和 6 年度）

策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない庭園等の活用整備を実施する。

【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（令和 6 年度～令和 15 年度）

歴史的風致形成建造物指定方針に基づき、歴史的風致形成建造物に指定した建造物において、個人（団体）が実施する修理・活用等に係る費用の一部を助成する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、英彦山に係る文化財等の保存、情報発信をする英彦山修験道館があるものの、添田本町の神幸祭等の情報発信を行う施設はない。文化財の価値の説明や案内をする公共サインは、作成したデザイン指針に基づいた整備を進めることで適切な情報発信は図られるようになったが、まだ紹介しきれていない文化財は存在し、ガイダンス機能は十分とはいえない。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況にある。

英彦山門前町においては英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少してきており、減少に歯止めをかけるために、英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきた。しかし、抜本的な対策には至っておらず、また、周遊路として整備されていないため、各施設が孤立しており、若年者に魅力を感じられていないため、結果的に観光客の減少にもつながっている。

そのため、歴史的風致に係る神幸祭等の情報を発信するため、中島家住宅や中村家住宅等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明や案内をする公共サインを引き続き整備し、ガイダンス機能を向上させる。中島家住宅をはじめとして、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

【案内板等整備事業】（令和６年度～令和１５年度）

老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等に対し、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「英彦山区域」は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、重要文化財である英彦山神社奉幣殿ひこさんじんじゃほうへいでんや英彦山神社銅鳥居等の周辺は第１種特別地域に指定され、豊かな自然の保全が図られているものの、歴史的環境を阻害している要素が見受けられる。

英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプは修景整備事業により環境改善が図られた。スロープカー花駅（旧英彦山小学校）などは周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

【公共施設修景整備事業】（令和６年度～令和１５年度）

スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行うとともに、建物内で展示している英彦山の歴史的風致を内容の充実化を図る。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する宿坊等の歴史的建造物は、老朽化による毀損の進行とともに、耐震性に課題があると想定される。

そのため、建造物の保存活用のための整備にあたっては、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補強の実施を検討する。

また、美術工芸品等の有形文化財が盗難や人的な行為による毀損にあわないよう所有者への意識啓発に努める等、町全体の方針に従い取り組む。

（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。

そのため、訪れる人々の周遊を促すため、文化財を結びつける回遊マップを配布する。また、町内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、無形の民俗文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、添田町の歴史や文化財を紹介するテキストの活用、出前講座などを実施するなど、愛着を育むための取組みを推進する。

【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（令和６年度～令和１５年度）

後世への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取り組むため、テキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。

【普及啓発イベント事業】（令和６年度～令和１５年度）

本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、英彦山に１ヶ所存在しており、我が国にとって重要な遺構として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、「郷土史会」と「英彦山神輿を担ぐ会」などの6団体がある他、各地域の自治会や氏子等が存在しており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、自主的なまちづくりに係る団体やひいては本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成を図る。

【民俗文化財等伝承支援事業】(令和6年度～令和15年度)

歴史的風致に関わる神幸祭などの祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【まちづくり団体育成支援事業】(令和6年度～令和15年度)

本町に点在する歴史文化遺産を保存・活用するため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。